

10月1日から 住民異動届出時に 本人確認を実施しています



最近、第三者が本人になりすまして転入、転出などの住民異動届を勝手にいき、不正に住民票などを取得するといった事件が全国的に発生しています。

このような不正な届出を防止するため、国の住民基本台帳事務処理要綱の改正に伴い、全国の市町村の窓口で届出の際に本人確認のできる書類を提示していただくことになりました。

大崎町では、10月1日から実施していますので、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

●対象となる届出（住民異動届）

転入届、転出届、転居届、世帯変更届

●本人確認の対象者

届出書の届出人または、届出書を持参した人（代理人または使者）

●本人確認の方法

①書類等の提示による確認

運転免許証、パスポート、住基カード、健康保険証、年金手帳、年金証書、学生証、介護保険証、身障者手帳、その他官公署が発行した資格証

②口頭質問による確認

書類等での確認ができなかった場合や不十分な場合に行います。

●本人確認ができなかった場合

後日、異動者本人に住民異動届を受理した旨の通知を郵送します。

●その他

郵便での転出証明書の請求は、従来どおり可能ですが、その場合は、本人確認書類の写しを同封してください。

